

## 第8章 環境負荷の少ない社会を支えるしくみづくり

いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関し安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進します。

### 第1節 環境情報の充実

大気や水質などの測定結果や環境保全の取組状況について、毎年環境白書を発行するとともに、インターネット等を用いて広く情報提供を行っています。特に光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に関する事など、県民の関心がある情報・安全・安心に関する情報については、リアルタイムでの情報更新を行っています。

また、有明海に関する情報については、調査研究を推進するため、基礎的データ及び研究成果等のデータベース化に取り組んでいます。

#### 1 化学物質環境実態調査

環境省を主体に昭和49年度から一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、現在では初期環境調査（環境中での有無の調査）、詳細環境調査（環境中の残留状況を詳細に調査）、及びモニタリング調査（難分解性、高蓄積性物質を定期的に調査）の調査体系で実施されています。本県では一般環境の調査地点を大気では佐賀市、水質及び底質では伊万里湾とし、採取および初期調査、詳細調査の項目の一部を環境センターで測定しました。

表2-8-1 平成26年度調査結果（環境センターで測定した調査対象物質のみ）

調査媒体：大気、調査地点：佐賀市

資料：環境センター

調査区分	調査対象物質	用途	測定値（平均）
初期環境調査	ジビニルベンゼン類 （ <i>m</i> -ジビニルベンゼン、 <i>p</i> -ジビニルベンゼン）	イオン交換樹脂、合成ゴム、イオン交換膜、ABS樹脂、MBS樹脂などのスチレン系樹脂の架橋剤	ND（検出下限値未満）

#### 2 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）の知事による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」（日韓知事サミット）において、環境分野の共同交流事業の実施決定を受け、九州北部地域と韓国南岸地域が一体となって連携協力し、広域的かつ多様な環境保全技術・公害防止に関する共同事業を展開することにより、日韓両地域の友好と相互理解及び環境保全に資することを目的として、平成5年度から事業を実施しています。（平成

12年度から山口県も参加)

平成26年度は、平成24～25年度に実施した「微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する広域分布特性調査」の結果を踏まえ、PM<sub>2.5</sub>の高濃度時期をテーマとした「微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する高濃度時期の広域分布特性調査」を行いました。

表2-8-2 過去の調査概要

資料：環境センター

期間	名称	概要
平成7～9年度	酸性雨共同調査	日韓海峡沿岸域における酸性雨の実態を把握するため、日本側4地点、韓国側9地点で季節ごとの降雨を採取し、pHやイオン成分などを分析し、起源の比較などを行いました。
平成10～11年度	河川水質生物検定調査	河川形態、河川汚濁状況、工業形態、農業形態の異なる日韓の河川において、生物を用いた調査を実施して、水質評価の比較検討を行いました。
平成12～13年度	陸水及びその集水域の窒素流動調査	窒素肥料などが原因の窒素フラックスによる水質汚染の現状を把握するため、類似の植生と農業形態を持つ両国で共通した手法による調査・解析を行いました。
平成14～15年度	日韓都市間大気汚染度比較評価	体感的な大気汚染指標である視程（地表付近で水平方向に見通すことができる距離）により、海峡沿岸域の都市における大気汚染度を比較評価しました。
平成16～17年度	集水域の地質・植生が異なる河川水調査	河川や湖沼等の水質汚濁の主要な原因の1つとされる山林域に着目し、地質や植生が異なる日韓両地域の山林域において、窒素やリン等の汚濁物質の流出特性に関する基礎データを収集する調査を行いました。
平成18～19年度	光化学オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査	平成15～17年度の光化学オキシダント等の観測データを用いて、各自治体の代表測定局間の比較を行いました。また、オキシダント生成原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の濃度調査を日韓同一日時に行い、特性を比較しました。
平成20～21年度	黄砂現象時の大気汚染物質特性および分布調査	黄砂飛来時に大気を採取し、その中に含まれる重金属などの成分量を分析しました。あわせて、大気常時監視データとの比較などを行い、日韓の分布特性を調査しました。
平成22～23年度	日韓8県市道環境シンポジウム	平成22年度は長崎県、平成23年度は大韓民国済州特別自治道で「地球環境問題に対する日韓の取組について」をメインテーマに、一般の方々への公開講座として、環境分野での行政や調査・研究機関の取り組み等を紹介する環境シンポジウムを開催しました。
平成24～25年度	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) に関する広域分布特性調査	日韓8県市道が共同で微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) の成分分析を行い、発生源寄与の解析、時間データの解析、濃度分布などの比較検討及び高濃度事例を検討・解析・評価することで、今後の基礎資料とすることを目的として調査を行いました。
平成26～27年度	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) に関する高濃度時期の広域分布特性調査	平成24～25年度に実施した「微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) に関する広域分布特性調査」の結果を踏まえ、PM <sub>2.5</sub> の高濃度時期に集中して試料採取を行い、高濃度時の環境実態を調査しました。

### 3 環境関連情報サイト

- ◆ 佐賀県の環境情報館

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/kankyo.html>

- ◆ 環境センター

[http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/kankyo1/shisetsu/\\_40810.html](http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/kankyo1/shisetsu/_40810.html)

- ◆ 佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<http://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

- ◆ 潟っ子有明海

[http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/shigoto/suisan/ariakekaisaisei/gatakk  
o.html](http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/shigoto/suisan/ariakekaisaisei/gatakk<br/>o.html)

## 第2節 危機管理体制の充実

### 1 光化学オキシダント

県内12局（平成26年度末）で光化学オキシダントの測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

電話による音声案内	0952-32-3583（電話料金がかかります。）
パソコン版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/ox/">http://www.saga-taiki.jp/ox/</a>
スマートフォン版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/ox/sp/">http://www.saga-taiki.jp/ox/sp/</a>
携帯電話版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/mobile/">http://www.saga-taiki.jp/mobile/</a>

光化学オキシダントの濃度が高くなった場合注意報発令等を実施しており、県ホームページ、関係機関、各報道機関等をとおして、周知を行っています。

なお、平成26年度は、注意報等の発令はありませんでした。

※光化学オキシダントに係る注意報が発令された際には、次のことにご留意ください。

- ・外出を控えましょう。特に、屋外での激しい運動は避けてください。
- ・窓を閉めて、出来るだけ屋内で過ごしましょう。
- ・目やのどが痛くなったら、洗顔、洗眼、うがいを行いましょう。また、症状が回復しないときやひどいときは、医師の診断を受けましょう。
- ・光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物）の排出を抑えるため、車の使用は控えましょう。

## 2 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

県内 12 局（平成 26 年度末）で微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

電話による音声案内	0952-32-3583（電話料金がかかります。）
パソコン版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/pm25/">http://www.saga-taiki.jp/pm25/</a>
スマートフォン版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/pm25/sp/">http://www.saga-taiki.jp/pm25/sp/</a>
携帯電話版ホームページ	<a href="http://www.saga-taiki.jp/mobile/">http://www.saga-taiki.jp/mobile/</a>

また、平成 25 年 3 月から、環境省が示した微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき、PM<sub>2.5</sub> の濃度が 1 日平均値で 70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えると予想された場合に、県ホームページ、関係機関、各報道機関等をとおして、注意喚起を行っています。

平成 26 年度は、PM<sub>2.5</sub> に関する注意喚起を平成 27 年 3 月 22 日に行いました。同日の 1 日平均値は県内の最も高い測定局で 80.5  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  となり、その他 4 地点で 1 日平均値が 70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過しました。

※注意喚起が実施された際には、次のことにご留意ください。

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

（呼吸器系や循環器系疾患がある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動しましょう。）

## 3 異常水質

一級河川では、毎年度、関係行政機関等をメンバーとして設立された各水系水質保全協議会において水質事故訓練等を実施しており、県の関係機関でも、各種会議等を通じて水質事故時の対応を再確認することで迅速な水質事故対応に努めています。

平成 26 年度においても、油流出や魚のへい死等の水質事故の際には、関係機関との連携のもと迅速な対応を行いました。

## 4 地下水汚染

平成 26 年度は、地下水の概況調査等により、小城市三日月町長神田、上峰町前牟田、みやき町寄人の 3 地区において新たな地下水汚染が判明しましたので、関係機関と連携のもと、周辺井戸の緊急調査等を実施するなど対応を行いました。

### 第3節 多様な環境保全の手法の活用

#### 1 特定工場における公害防止組織の整備

産業公害の防止を図るには、各種の規制措置をとるとともに、事業者により工場内の有効適切な公害防止体制が確立されることが必要です。このため「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場の種類と規模に応じて、公害防止管理者等を選任し、企業内における公害防止体制を整備することが義務づけられています。

本県における公害防止管理者等の選任届出状況は表 2-8-3 のとおりです。

表 2-8-3 公害防止管理者等選任届出状況（平成 27 年 3 月末）

資料：環境課

区分 業種 (日本標準産業分類 の中分類による)	特定 工場 の数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理者	公 害 防 止 管 理 者												
				大気関係公害 防止管理者				水質関係公害 防止管理者				※騒音 関係	粉じん 関係	※振動 関係	ダイ オキシ ン類	
				第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種					
09 食料品製造業	8	8	1			1	7				1	4				
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	4					3					4				
11 繊維工業																
12 木材・木製品製造業	1	1					1									
13 家具・装備品製造業																
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	1			1		1				1				
15 出版・印刷・同関連業																
16 化学工業	3	3				1	3									
17 石油・石炭製品製造業	18	10				1	14			2						
18 プラスチック製品製造業	1	1					1									
19 ゴム製品製造業	2	2					1									
20 なめし革・同製品・毛皮製造業										1						
21 窯業・土石製品製造業	27	11					1		1					23		
22 鉄鋼業	4	4				1	1		2							1
23 非鉄金属製造業	2															2
24 金属製品製造業	12	10					1		11			4			4	
25 はん用機械器具製造業	2	2							1			1			1	
26 生産用機械器具製造業	1	1							1							
27 業務用機械器具製造業																
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	3							3							1
29 電気機械器具製造業	11	10					4	1	7			2			3	
30 情報通信機械器具製造業																
31 輸送用機械器具製造業	2	2					1		1			1				
32 その他の製造業																
33 電気業	2	2					2									
34 ガス業																
35 熱供給業																
合 計	105	76	2	0	0	7	38	2	30	1	9	8	23	9	3	

※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。

表 2-8-4 公害防止管理者等選任基準

資料：環境課

施 設 の 区 分	公害防止管理者等の種類	資格者の種類
① 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
② 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第2種有資格者
③ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第3種有資格者
④ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり1万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、 大気関係第2種有資格者、 大気関係第3種有資格者又は 大気関係第4種有資格者
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、 水質関係第2種有資格者、 水質関係第3種有資格者又は 水質関係第4種有資格者
⑨ 騒音発生施設	騒音関係公害 防止管理者	騒音関係有資格者
⑩ 特定粉じん発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は 特定粉じん関係有資格者
⑪ 一般粉じん発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は 一般粉じん関係有資格者もしくは 特定粉じん関係有資格者
⑫ 振動関係発生施設	振動関係 公害防止管理者	振動関係有資格者
⑬ ダイオキシン発生施設	ダイオキシン関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
⑭ 排出ガス量が1時間あたり4万m <sup>3</sup> 以上でありかつ排出水量が1日あたり1万m <sup>3</sup> 以上の特定施設を併置している工場	公害防止主任 管理者	大気関係第1種又は第3種有資格 者かつ水質関係第1種又は第3種 有資格者

## 2 事業者の環境対策に対する助成

事業者の環境対策を効果的に支援するため、融資・助成制度の充実や民間助成などの情報の積極的な提供に努めています。また、循環型社会の形成の推進に向けた取組については、産業廃棄物税の税収を活用した施策、助成を実施しています。

### (1) 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

第2部第6章第2節2(1)①に記載

### (2) 中小企業者に対する融資

第2部第6章第2節2(1)②に記載

### (3) 税制上の優遇措置

企業の公害防止対策を推進するため、公害防止用設備等の導入に対しては、税制上の優遇措置が講じられています。

国税（所得税及び法人税）においては、公害その他これに準ずる公共の災害防止に資する機械その他の設備のうち、財務大臣が指定する新規の機械その他の設備を指定した期間内に取得し、事業の用に供した場合、事業の用に供した事業年度において、特別償却が認められています。（租税特別措置法第11条、第43条、同法施行令第5条の8、第28条）この特別償却制度の効果は地方税にもおよび、住民税及び事業税においても税負担の軽減が図られています。

また、固定資産税についても、一定の公害防止施設等については軽減措置が設けられています。

### (4) 産業廃棄物税を活用した施策、助成

第2部第3章第3節2(1)②iii、iv、v、vi、viiに記載

## 3 予防的・予見的手法の推進

### (1) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たって、事前に事業者自らが、その事業に係る環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政機関などの意見を聴くなどの手続を行うことによって、環境保全について適正に配慮した事業計画を作り上げていくための制度です。

国においては、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、これにより、国が実施し、又は免許等に関与する大規模な事業の実施に当たっては、統一的に環境影響評価が行われることとなりましたが、環境影響評価により一層の充実を図るため、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月に施行されました。そして、平成23年4月には、法施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化等に対応するため、法律の改正が行われました。

<環境影響評価法等の主な改正内容>

- ①方法書手続の充実（平成24年4月施行）
- ②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成24年4月施行）
- ③風力発電所を対象事業に追加（平成24年10月施行）
- ④計画段階配慮書手続及び事後調査報告書手続の創設（平成25年4月施行）

また、本県では、平成9年3月制定の「佐賀県環境基本条例」に基づき、平成11年7月に「佐賀県環境影響評価条例」を公布、平成12年8月に施行しました。そして、平成25年3月には、法改正の趣旨を踏まえ、同条例の一部改正を行いました。

<環境影響評価条例等の主な改正内容>

- ①方法書手続の充実（平成26年4月施行）
- ②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成26年4月施行）
- ③風力発電所を対象事業に追加（平成26年4月施行）
- ④計画段階配慮書手続の創設（平成26年4月施行）

平成26年度までの過去5年間に手続きが行われた事業は、表2-8-5のとおりです。

表 2-8-5 環境影響評価の実施状況（過去5年間） 資料：環境課

年度	事業名	事業者	区分	手続状況
22	(なし)	—	—	—
23	一般廃棄物処理施設整備事業	佐賀県西部広域環境組合	条例対象	準備書
24	(なし)	—	—	—
25	九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	法対象	方法書
26	一般国道444号福富鹿島道路（有明海沿岸道路）	佐賀県	法対象	準備書

(2) 開発行為等に対する指導

最近の土地利用の状況をみると、引き続き農地が減少する一方で、宅地、道路用地等の都市的土地利用が増加しています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進展により、都市部においては、一部の利便性の高い地域を除き、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などによる土地利用効率の低下が懸念されます。また、農山漁村においては、人口減少による空き地、空き家の増加、担い手不足による耕作放棄地、荒廃森林がさらに増加することが懸念されます。

このような状況のなかで、より良い状況で県土を次世代に引き継ぐためには、既存ストックを有効活用するとともに、新規開発等には慎重な配慮の下に当たるなど、持続可能な県土管理を推進する必要があるとあり、国土の利用に関する行政上の指針となる国土利用計画（全国計画）を基本として、佐賀県国土利用計画を策定しています。

また、市町に対しても、市町の土地利用の行政上の指針となる国土利用計画（市町村計画）の策定支援を行っています。

このほか、個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）に基づく諸計画を総合的に調整するための基本となる佐賀県土地利用基本計画を策定し、県土の総合的かつ計画的な利用を推進しています。

### (3) 公共事業における事業部門と環境部門との事前協議

#### ① 佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業

##### ・事業目的

公共工事等における絶滅危惧種の動植物への配慮を適切に行うため、県版レッドデータブック等の活用を図り、事前に工事個所における絶滅危惧種の動植物の生息等を点検するとともに、保護対策に資する。

##### ・事業概要

自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

平成26年度は動植物の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を1回開催し、自然環境保全の見地から意見等を聴き、これらをもとに事業部局から協議のあった56件の事業のうち19件について現地調査や保全・保護対策に係る助言・指導を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。（第2部第4章第1節-2-(3)-①に掲載）

## 4 環境問題による被害の救済措置の推進

### (1) 公害苦情の状況

平成26年度に県及び市町機関で受け付けた苦情は、前年度より8件少ない400件でした。

これを公害の種類別に見ると、大気汚染が168件（42.0%）と最も多く、次いで水質汚濁が125件（31.3%）、騒音38件（9.5%）の順となっています。

公害苦情の受理機関別では、県の機関が56件、市町が344件となっています。

図 2-8-1 公害苦情件数の推移(平成 26 年度)

資料：環境課

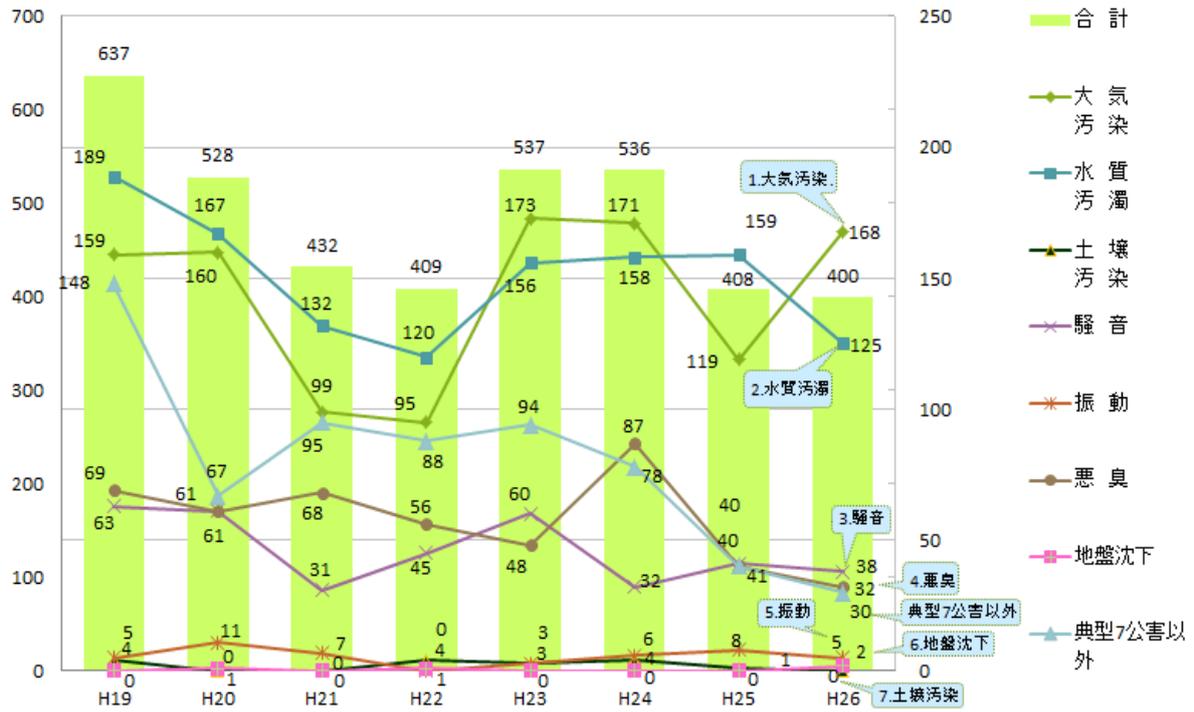


表 2-8-6 受付機関別公害苦情発生状況(平成 26 年度)

資料：環境課

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀市	120	58	-	24	4	-	13	2	221
唐津市	5	9	-	1	-	1	3	-	19
鳥栖市	1	7	-	2	-	-	4	4	18
多久市	7	3	-	1	-	-	2	2	15
伊万里市	-	4	-	2	-	-	1	5	12
武雄市	-	-	-	-	-	-	1	-	1
鹿島市	1	1	-	-	-	-	-	2	4
小城市	-	-	-	-	1	-	-	-	1
嬉野市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神埼市	14	1	-	3	-	-	2	5	25
吉野ヶ里町	-	-	-	2	-	-	-	-	2
基山町	-	2	-	-	-	-	1	1	4
上峰町	-	-	-	-	-	-	1	-	1
みやき町	-	1	-	-	-	-	1	-	2
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
有田町	-	-	-	1	-	-	-	-	1
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
江北町	-	3	-	-	-	-	-	-	3
白石町	8	5	-	1	-	-	-	1	15
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
市町計	156	94	0	37	5	1	29	22	344
県内各保健福祉事務所	12	31	-	1	-	1	3	8	56
合計	168	125	0	38	5	2	32	30	400

図 2-8-2 公害苦情の発生原因別構成比(平成 26 年度)

資料：環境課

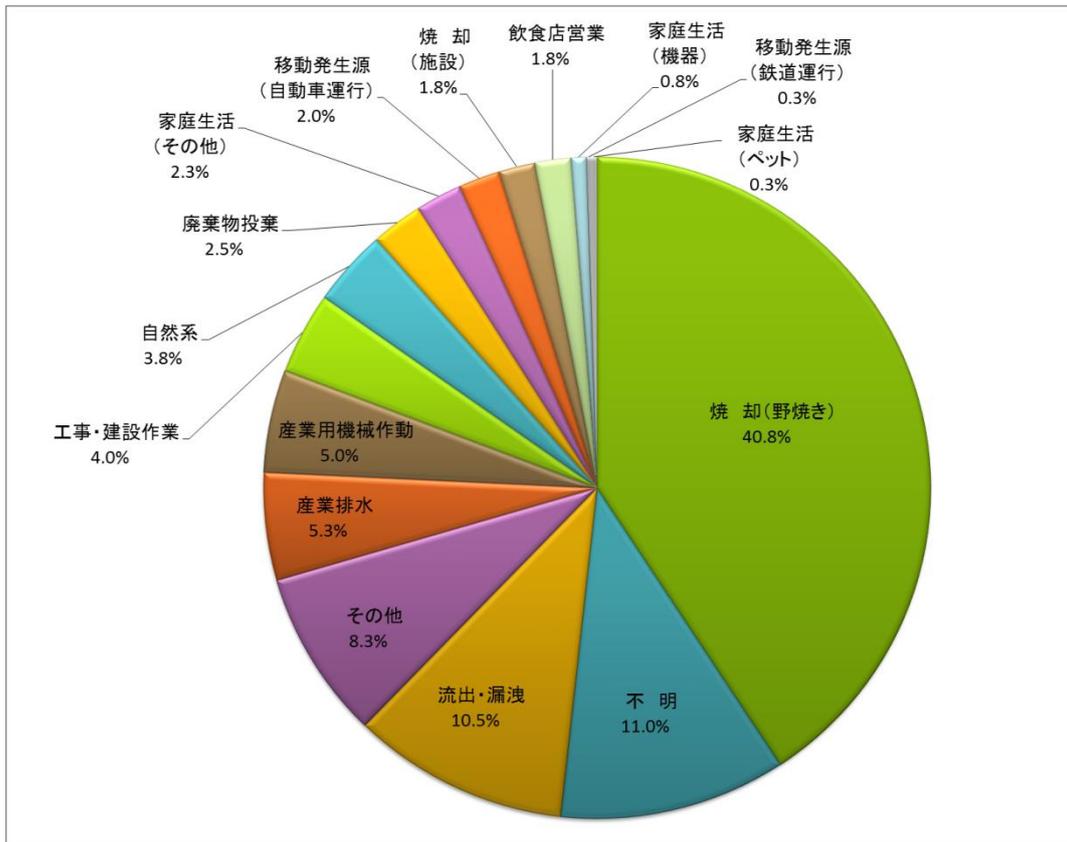


表 2-8-7 公害苦情の発生原因別苦情件数(平成 26 年度)

資料：環境課

公害の種類 主な発生原因	典型 7 公害								典型 7 公害以外 (別掲) 廃棄物投棄						合計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄					
												生活系	農業系	建設系		産業系	
焼却(施設)	5	-	-	-	-	-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	0	7
産業用機械作動	-	-	-	17	1	-	-	1	19	-	1	-	-	-	-	1	20
産業排水	-	20	-	-	-	-	-	1	21	-	-	-	-	-	-	0	21
流出・漏洩	-	38	-	-	-	-	-	4	42	-	-	-	-	-	-	0	42
工事・建設作業	1	6	-	6	-	3	-	-	16	-	-	-	-	-	-	0	16
飲食店営業	-	3	-	-	-	-	-	4	7	-	-	-	-	-	-	0	7
カラオケ	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
移動発生源(自動車運行)	-	4	-	3	-	1	-	-	8	-	-	-	-	-	-	0	8
移動発生源(鉄道運行)	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
移動発生源(航空機運航)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
廃棄物投棄	-	-	-	-	-	-	-	1	1	9	-	3	-	3	-	9	10
家庭生活(機器)	1	1	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	0	3
家庭生活(ペット)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	-	-	-	-	1	1
家庭生活(その他)	1	4	-	2	-	-	-	1	8	1	-	1	-	-	-	1	9
焼却(野焼き)	156	-	-	-	-	-	-	-	156	-	7	-	-	-	-	7	163
自然系	-	10	-	-	-	-	-	1	11	-	4	-	-	-	-	4	15
その他	4	5	-	5	-	1	1	12	28	-	5	-	-	-	-	5	33
不明	-	34	-	2	-	-	1	5	42	-	2	-	-	-	-	2	44
合計	168	125	0	37	1	5	2	32	370	10	20	4	0	3	0	30	400

表 2-8-8 公害苦情の発生源別苦情件数（平成 26 年度）

資料：環境課

公害の種類 主な発生源	典 型 7 公 害									典 型 7 公 害 以 外						合 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄					計
												生活系	農業系	建設系	産業系		
会社・事業所	52	48	-	32	1	4	-	19	156	3	5	2	-	1	1	8	164
農 業	9	3	-	1	-	-	-	2	15	-	1	-	-	-	-	1	16
林 業	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
漁 業	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
鉱 業	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2
建設業	20	3	-	6	-	3	-	-	32	-	-	-	-	-	-	0	32
製造業	6	14	-	9	-	-	-	5	34	-	2	-	-	-	-	2	36
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
運輸業	1	5	-	3	-	-	-	-	9	-	1	-	-	-	-	1	10
卸売・小売業	2	1	-	6	-	1	-	-	10	1	-	1	-	-	-	1	11
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
不動産業	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	2	3
飲食店、宿泊業	-	6	-	1	-	-	-	4	11	-	-	-	-	-	-	0	11
医療、福祉	1	2	-	2	-	-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	0	7
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
複合サービス事業	3	1	-	1	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	0	5
サービス業(他に分類されないもの)	2	8	-	1	1	-	-	2	14	1	-	1	-	-	-	1	15
公 務(他に分類されないもの)	-	2	-	2	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	0	4
分類不能の産業	3	2	-	-	-	-	-	3	8	-	-	-	-	-	-	0	8
個 人	99	23	-	2	-	-	1	5	130	6	8	4	-	2	-	14	144
その他	4	10	-	1	-	1	-	1	17	-	5	-	-	-	-	5	22
不 明	13	44	-	2	-	-	1	7	67	1	2	1	-	-	-	3	70
合 計	168	125	1	37	1	5	2	31	370	10	20	7	0	3	0	30	400

## (2) 公害審査会の開催

公害紛争処理法に基づく公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たります。

### ○ 取り扱う紛争

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型 7 公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する民事上の紛争。

### ○ 制度の特色

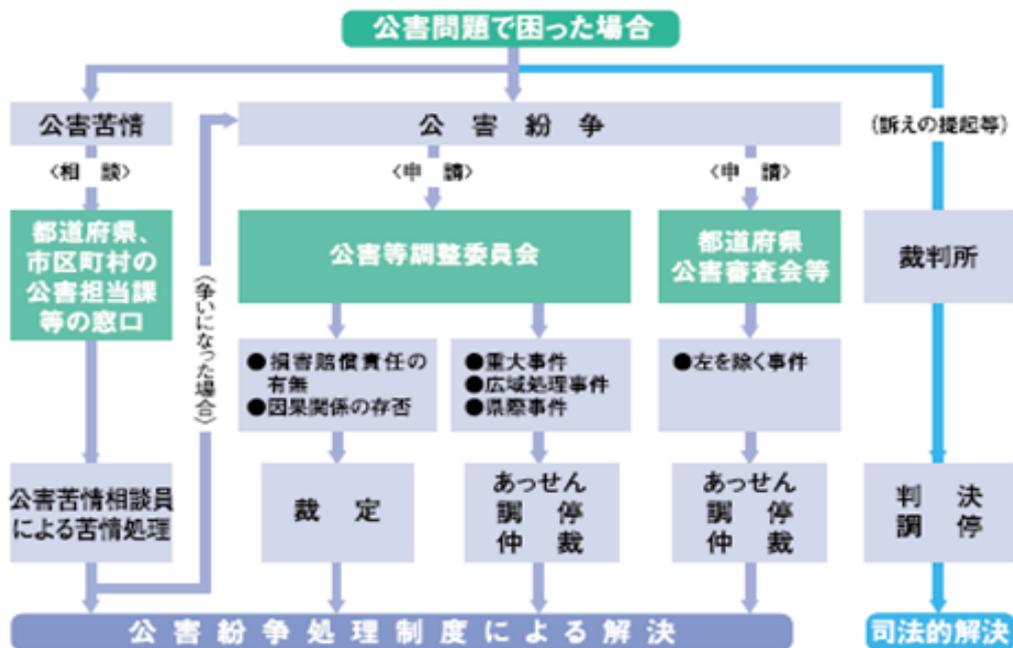
公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験を活用するとともに、必要に応じて公害紛争処理機関による資料収集・調査を行い、柔軟な手続き等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続きと比べて、経済的負担の軽減が図られています。

○ 手続の種類

- ◆ あっせん： 当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。3 人以内のあっせん委員が行います。
- ◆ 調停： 調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。3 人の調停委員による調停委員会が行います。
- ◆ 仲裁： 当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会(3 人の仲裁委員)にゆだね、紛争の解決を図る手続です。

図 2-8-3 公害紛争処理の流れ

資料：環境課



(3) 公害審査会の受付状況

本県では、平成5年度と平成8年度に1件、平成9年度に2件、平成26年度に1件の調停申請がなされています。